

石巻市農林水産物等輸出化販路拡大支援事業公募要領

本市の水産物及びその加工品の輸出振興を支援するため、「石巻市農林水産物等輸出化販路拡大支援事業」を実施することから、以下の通り、本事業に参加される事業者の公募を行います。

1 事業の目的

本市の農林水産物及びその加工品の輸出振興に向けて、主要輸出対象国等における石巻ブランドの販路の拡大及び海外市場における販路の開拓を通して一層の輸出数量及び輸出品目の拡大を図るため、事業者が実施する取り組みを支援するものである。

2 支援する取組内容

以下の取り組みについて支援するものとします。

- (1) 持続的なプロモーションの展開への支援
- (2) 新たなマーケットエリア拡大への支援
- (3) 輸出パートナーの連合チーム等による新たなビジネスモデルの展開への支援

3 支援の内容

1, 0 0 0 万円を上限とし、総事業費（消費税及び地方消費税は含まない。）の1 0 分の1 0 以内の範囲（ただし、旅費については1 0 分の5 以内）で補助金を交付します。

4 応募要件（申請できる者は、以下の要件をすべて満たす者となります。）

- (1) 市内に事業所を有する団体等（今年度は水産関係団体のみとなります。）
 - ・ 漁業、水産業協同組合
 - ・ 漁業生産組合
 - ・ 漁業者が組織する団体
 - ・ 中小企業等協同組合（水産加工業に関する団体に限る。）
- (2) 主に石巻市内で水揚げされた水産物及びこれらを主原料とした水産加工品を輸出しようとする取り組みを行うこと。
- (3) 暴力団対策法など関係諸法に抵触することがないこと。
- (4) 市税等の滞納がないこと。

5 審査・選定

申請者から提出された事業計画について審査を行い、予算の範囲内において選定します。このため、事業計画を提出された場合でも、補助金申請予定額より補助金額が減額される場合や計画が選定されない場合があります。

6 スケジュール

本事業の実施に係るスケジュールは下表のとおりです。

	項目	実施時期
1	公募期間	5月7日～ 6月7日 【申請者⇒市】
2	採択事業者の決定・通知	6月中旬（予定） 【市⇒申請者】
3	補助金交付申請及び交付決定	6月下旬（予定） 【申請者⇔市】

7 申請方法

本事業への参加を希望する場合には、以下により書類の提出をお願いします。

(1) 提出書類

- ア 事業計画書一式
- イ 添付資料
 - ・市税完納証明書（様式）
 - ・登記簿謄本（法人）
 - ・その他市長が必要と認める資料

(2) 提出期限

平成31年6月7日（金） 午後5時必着

(3) 提出先

石巻市役所3階 産業部水産課
〒986-8501 石巻市穀町1-4番1
電話：0225-95-1111（内線3513）

8 事業完了

原則として、平成32年2月28日（金）まで

※上記期日までに、経費の支払いを完了していることが条件となります。

9 注意事項

- (1) 申請者が取組みの実施主体となるものとします。
- (2) 実施主体の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者である場合には応募できません。
- (3) 交付決定前に着手した取組みについては、支援の対象となりません。
- (4) 輸出化販路拡大等に係る設備の導入費用等は支援の対象となりません。
- (5) 他の補助金との重複申請はできません。